杉山正明著

モンゴル帝國と大元ウルス

松田孝一

本書の構成は四部構成で、序章と索引が附され、これまで公表した十三～十四世紀のモンゴル時代史に關する、著者の學術論文のほぼすべて、十四編の論文が、三十二枚の口繪とともに收錄されている。原載論文の原型そのままを原則としており、「餘程の例外といくらかのやむなき微修正を除き、根本的にはほとんど改め」られていない（一八頁）。「『集史』などのペルシャ語史料の多くを、…根本寫本」からの引用に變えたほか（同）、「カラ・ホト文書」や閒野英二氏の『バーブル・ナーマの研究Ⅲ　譯注』（一九九八）からの引用が附加されていることが目につくだけで、原載時とほぼ變化がないと見られる。

各部、各章の表題は以下の通りである。評の便宜上各章の略稱を章ごとに附した。

序　章　世界史の時代と研究の展望

第一部　モンゴル帝國の原像と變容　第一章　モンゴル帝國の原像―チンギス・カン王國の出現（略稱「1帝國の原像」）、第二章　モンゴル帝國の變容―クビライの奪權と大元ウルスの成立（2帝國の變容）

第二部　大元ウルスの首都と諸王領　第三章　クビライと大都―モンゴル型「首都圈」と世界帝都（3大都首都圈）、第四章　大都と上都の閒―居庸南北口をめぐる小事件より（4居庸關）、第五章　八不沙大王の令旨碑より―モンゴル諸王領の實態（5八不沙大王）

第三部　大元ウルスと中央アジア　第六章　幽王チュベイとその系譜―元明史料と『ムーイッズル・アンサーブ』の比較を通じて（6幽王チュベイ）、第七章　ふたつのチャガタイ家―チュベイ王家の興亡（7ふたつのチャガタイ家）、第八章　西暦一三一四年前後の大元ウルス西境―『オルジェイト史』より（8大元ウルス西境）

第四部　モンゴル時代をめぐる文獻學研究への道―命令文・碑刻・系譜・刊本・寫本　第九章　モンゴル命令文研究導論―眞定路元氏縣開化寺聖旨碑の呈示をかねて（9命令文導論）、第十章　山東鄒縣嶧山仙人宮の聖旨碑（10仙人宮碑）、第十一章　草堂寺闊端太子令旨碑の譯注（11草堂寺）、第十二章　東西文獻によるコデン王家の系譜（12コデン家の系譜）、第十三章　西夏人儒者高智耀の實像（13高智耀）、第十四章　ヌール・オスマニイェ所藏ペルシャ語古寫本（14ペルシャ語古寫本）

索　引

本書十四編の論文について著者自身が序章においてまとめており（一九―二四頁）、意圖と到達點は一定明らかとなっている。

しかし、評者は、評價の手續き上、評者なりの論點整理は避けることのできないものであるから、各章論文について逐一論點整理を行いつつ、評價を行っていくこととしたい。

序章において、十三、十四世紀のモンゴル時代以後の研究史のあらましについて明・ティムール朝、清・オスマン朝など、モンゴル時代以後、近代歴史學成立以前の時代における研究をファースト・ステージとしてまとめ、清朝考證學の精華として錢大昕の研究を高く評價する。ついで十八世紀以後の歴史學成立以後をセコンド・ステージとして、ドーソン『モンゴル人の歴史』を漢籍史料を取り入れた最初のモンゴル帝國全史の出現とし、同時期のカトリメールの『集史』フレグ・ハン紀の校訂・譯注とともにモンゴル帝國史研究を一氣に高水準に高めたとする。十九世紀のベレジンの『集史』、ユールのマルコ・ポーロ旅行記の譯注の重要性を指摘し、二十世紀のバルトリド、ペリオの業績をはじめとして東西における研究の廣がりの時代の到來を描いている。

その中で、ペルシャ語史料を中心とする「西方」研究者と漢文史料を研究する日本・中國の「東方」の研究者という棲みわけが行われてきたが、日本では那珂通世以來の漢文史料に基礎を置くモンゴル帝國研究史の上に、本田實信が東西文獻群を總合する成果を上げた。モンゴル時代は、ユーラシアをつらぬいて原刊本、原寫本、原文書レヴェルで扱える、研究對象として最初の時代であり、それらを扱うための中國學における刊本學、イスラーム學・西洋學における寫本學、その他各地域の書誌學・文書學の素養を身につける必要があると說く。

著者の研究の手法は、著者のいう研究の第二ステージの現段階の特徴として、ペルシャ語、漢文、モンゴル文を主とする西と東の史料の總合の上に、それも、最古最良の寫本や原文書・原碑・拓本など遡及できる限り本源形態の史料に據って行うものである。

著者は、十三世紀～十四世紀の「モンゴル時代史」を、チンギス・カンの一二〇六年の卽位からモンケの治世までの「大モンゴル國時代」、一二六〇年から五年間の帝位繼承戰爭を經て、クビライが權力を掌握して以後、國號を「大元大モンゴル國」とした時代の二區分を設定する。そして兩者を「モンゴル帝國」と稱し、その「超廣域の國家とそのシステム」を解明すること、これが著者が掲げた研究目標であった。そして「モンゴル帝國としての基本構造がまずどんなものであり、ついでその歴史的展開がもたらした變容・偏差がいかなるものであったかを」解明することとしている。

1帝國の原像　本章はチンギス・カンがモンゴル高原の全遊牧民を九十五個の千人隊集團に改編して作った「初期モンゴル王國」の構造を復元したものである。チンギス・カン自身の左右兩翼軍を挾んで、東の大興安嶺方面に三人の弟（左翼諸王）、オッチギン、ジョチ・カサル（以下「カサル」）、カチウン〔東方三王家〕の三ウルス（國）が配置され、西のアルタイ方面に三人の子（右翼諸王）、ジョチ、チャガタイ、オゴデイの三ウルスが配置されていたこと、左翼三ウルス合計で一二〇〇〇兵、右翼三ウルス合計で一二〇〇〇兵が對稱的に配屬されていたこと、それが一二〇七年から一二一一年の間に作られたものであるとする。

大興安嶺東のみにオッチギンの所領が存在するとした箭内亙の說を覆し、大興安嶺東の所領は、後の領域擴大の結果であったこ

と、また箭内が、カサルの所領としたフルン・ブイル地方こそオッチギンの分封地であるとし、またアルタイ西斜面に三子のウルスが設定されていたとの指摘は、佐口透が「諸子の所領地はモンゴル高原内にはなかった」とした見解を否定するものであった。

かつてバルトリドは「遊牧民は帝國をカン一族全體の共有財産だとみなし、王族各人がその配分にあずかる權利をもっていた。それゆえにチンギス・カンは年長の三人の息子たちに一定の遊牧民を含む別々の領地を配分した」と述べた（Barthold, V. V., History of the Semireché, V. & T. Minorsky (tr.), *Four Studies on the History of Central Asia*, 1962, pp.112-113）。バルトリドは中央アジアでの所領配分を指して述べたものであり、著者の描いたモンゴル高原における左右對稱の所領配置などは視野に入っていなかったが、帝國を一族共有の財産だとし、所領（土地と軍隊）を一族内で配分して行くシステムに注目していた。本章で、バルトリドがいうシステムがすでにチンギス・カンの初期モンゴル王國内部で「原像」として具體化されていたことが明らかとなった。そしてこの原像はチンギス・カンの「祖法」（二一二頁）としての重要性をもつ。

なお、カサルとオッチギン兩ウルスの境界をカイラル河として圖示されている（四六頁）が、『集史』で「カイラルの境域」はカサル一族の牧地とされており（五九、二一〇頁）、同河水系は境界ではなく、カサル・ウルスの牧地ではなかろうか。

『元朝祕史』、『集史』、『元史』のモンゴル高原に關する記事には考古學的・地理學的に確定されていない點が多い。近年の現地考古學調査によって初期モンゴル王國の中心地、アウラガのチンギス・カンの宮殿が確認された（白石典之「モンゴル國におけるチンギス＝カン關連遺跡の調査（1）～（3）」『日本モンゴル學會紀要』三二～三四、二〇〇二～二〇〇四）。考古學成果によって著者の示した初期モンゴル王國の構造がさらに具體的に復元されることが今後の課題である。またこの初期モンゴル王國の左右分統體制は、匈奴以來の遊牧國家體制でもあり、本研究は北アジア遊牧民族史においても基本論考となる。

2帝國の變容　本章は、第四代カアン、モンケの南宋遠征とその死去から、クビライの政權掌握に至る政治、軍事プロセスを描き出した。クビライはモンケの南宋攻擊に通説では當初から參加したとされていたが、實際はモンケとの不和で内蒙古の所領（開平）に隱棲していた。モンケはオッチギン・ウルス當主タガチャールに要衝襄陽を攻擊させたが、早々に撤退したため、クビライを起用するに至ったとして通説を正し、タガチャールが東方三王家やムカリ麾下の五投下軍團を束ねる實力者であると說く。クビライは南下して長江に至ってモンケ急死の報を得、鄂州攻擊後、北轉して一二六〇年所領の開平で卽位し、カラ・コルム方面で前後して卽位したアリク・ブケと抗爭の末、一二六四年に勝利した。勝因はタガチャールがクビライ側についたことにあると指摘する。クビライは政權樹立したもののジョチ家、チャガタイ家、フレグ家の各當主が死去して統一は實現されず、クビライ政權はモンゴル高原、中華、河西地域に領域を限定された國家となった。

本章の論證で、『集史』の記載が元朝とは異なる立場で記錄しているが故に漢籍以上に元朝政權の基本事實を示し、モンゴル時代の「事態を見極める」史料としての有效性があることを實證を

もって示した。論の展開で示された政治背景、人脈を見極める著者の比類ない洞察力があってこその東西史料の對照、總合の上での有效性ではあるが。

3大都首都圏　元は大都（舊中都、燕京）を冬都、内蒙古の上都（舊開平府）を夏都とし、カアンは兩京を往復して一年を過ごした。本章はクビライが大都を首都とした事情、及び大都のプランと機能を考察したものである。

兩京地區が首都圏となった前提は、クビライが卽位前に開平～居庸關附近を移動圏とし、鄂州の役後、燕京近郊を移動圏に組み込んだことで、その主因はクビライ支持の左翼諸王と五投下の遊牧地が同地區にあったことだとする。大都は一二六七年に中都東北で建設が始められた。平面プランは『周禮』考工記の都城の理想型を踏襲し、中華の傳統を取り込む姿勢もあらわれている。ただ皇城が南により過ぎている點などが理想型から逸脱している。これは冬營地の瓊華島を含む太液池周邊（著者はイラン都市の庭園の影響を想定）の皇城區が設定され、その緣を抱いて市街プランが定められた可能性が高く、宮殿はオルド（帳殿）で城全體はオルド城とされたのではないかと述べ、モンゴル側の要請が皇城の位置を定めたとする。大都新造はクビライの名聲のためとする『集史』の記事を重視し、アリク・ブケ降伏によって覇權を握ったクビライが一族諸王に對して力を誇示したものとする。大都は軍事の要素が薄く行政文書庫で、皇城北の積水潭周邊に水陸の交通網が集まり、食料基地、財庫であり、太廟など中華國都の各種施設、圖書館、多種多數の寺院など文化宗敎施設で裝飾されていた。中華理想の國都を築き、軍事を除く人と物の交流する全機能を集めて把握・管理する。それが遊牧君主でありながら巨大な新型國家の建設を構想したクビライの都、大都であって、世界支配の象徵として衝擊を與える意圖でつくられた城市であったとする。

大都については陳高華の總合的研究があるが、從來の多くが宮殿、都市構造など個々の問題に目を向けていたのに對し、本研究はクビライ政權及び世界帝國の首都としての意義、機能を東西史料に依據して廣い視野で描きだした。ただ、皇城が南よりに位置する點について、もし南側に中都城が存在しなければ、南に廣く城内空閒が確保でき、『周禮』により則った形になったであろう。モンゴル側の要請が皇城の位置を決めたことも十分納得できるが、中都城によって規制されたとの從來説もまた同時に成立するのではなかろうか。

4居庸關　北京西北の居庸地區は隘路で南口と北口があり、北口外に榆林站、南口外に昌平站という二驛が設置され、兩京を季節移動する皇帝と附隨する軍團～畜群がここを通過した。宣徽院（評者：皇帝、宮廷の飲食を管掌）は居庸關の各口に役人を派遣して、宮廷で消費する家畜を通過する畜群から稅として集め、これを「抽分」と稱した。抽分役人は皇帝の命令を楯に、榆林站に長期に法外に居座り、飲食をつづけるという事案が一三一二年～一三一四年ごろに起きた。

著者は、この事案を記す『元典章』卷一六、戶部二、分例、雜例の「禁治久食分例」所載の「江南行御史臺が受取った御史臺文書」が、前段に監察御史の告發、中段に告發された宣徽院による業務の正當性の主張と法外な飲食については驛站管理の中書兵部の規定に從うとする辯明、後段に戶部（財務官廳）が飲食の返還

は大赦により不問だが、以後の抽分では宣徽院は人員を嚴選して時期など規定通りに業務を實施すること、また同様の違法行爲がないように中書省が全國へ指令を出すよう上申を行い、中書省はこの戶部の上申を宣徽院へ回し、各行省へ送り、同時に御史臺からも江南行臺へ轉付された、という三段の文書構成になっていることを解明した。

『元典章』の史料的利用については長く研究成果が蓄積されているが、未だ分析の方法論は確立していない。この案件解釋で著者は、『元典章』の內容に對應する、兵部と戶部の各作成文書を『通制條格』『大元馬政記』から引用して解釋を深めている。『元典章』の正確な解釋に有效な手法である。本案件の分析でモンゴルの支配下で恣意的に權力を行使する宮廷官僚の橫暴と、それを法治によって抑え込もうとする行政官僚がどのように折り合いをつけていたかという、モンゴル帝國の支配の具體的樣相が示されたといえよう。

5八不沙大王　中華を含めたモンゴル時代の東方地域において王族、貴族など「投下」と表される分權諸勢力がモンゴル高原の遊牧本領、舊金朝領の華北投下領と舊南宋領の江南采邑を「串だんご」狀に所領地として保有した。それらの所領を束ねたものが大カアン治下のモンゴル政權の基本骨格とし、カサル家に關わる表題史料をもとにその所領地支配を檢討している。

表題史料は康熙『淄川縣志』所收の「蛇兒年」發令の八不砂（バブシャ）大王の直譯體白話風漢文令旨で、淄川縣王村店の炳靈王廟に立石された碑に刻された六通の令旨の一通である。『山左金石志』、『山左碑目』などの石刻書の同大王令旨の書誌（碑文本文の記錄なし）との異同を檢討して、「蛇兒年令旨」は關連石刻書に記錄される「元貞四年」の同名碑とは別の令旨であると考證し、同令旨の漢文假想原型、パクパ字モンゴル語によるモンゴル文原文再構案を提示し、次いでカサル領研究を行い、本章末尾に「令旨釋讀注」を附す。

八不砂大王とは、カサル家の齊王八不沙バブシャ *Babuša で、令旨發令日「蛇兒年一一月一八日」は至元三〇年（癸巳年）のそれとし、發令地「也魯古那」は、カサル家のチンギス・カン以來の初封地、遊牧本領のアルグン河畔とする。チンギス・カンが定めた所領の大枠が動かしえない祖法であり、日附からアルグン河畔が王家の冬營地で、同河右岸の黑山頭古城が冬宮の城である可能性が強まったとする。

王家の華北投下領は般陽路で、登萊と淄川の飛地という特異な構成をもつことを指摘し、バブシャ時代の「路ダルガチ總管府」以下の支配構造を詳細に復元している。華北投下領はクビライ時代以後には單なる食邑であったとする通論ではなく、王家部民が生活し、「都ダルガチ」以下の下級ダルガチ任命權も王の意のままであったであろうとする。江南采邑については中央政府が「江南戶鈔」を領主に與えただけで、現地の支配、徵稅に關わらせなかったという從來の理解とはことなり、都ダルガチ、下級の縣ダルガチを配備し、戶口を一門內部で細分した事例を示し、江南投下領に對する領主の權限も通說以上にひろがることを述べている。

著者がカサル家投下領に限定して提示した實態は今後の「投下領」研究の指針となろう。また本章末尾の「令旨釋讀注」は直譯體漢文令旨解釋の際の漢語語法の道しるべとなろう。モンゴル時

連させて以下のように論じる。

建陽の出版業の六〇〇年間は、唐代における木版印刷の開始と、清朝末期のその終焉を共にしない。しかし、中國における木版印刷の最も盛んな時代を共有している。したがって、建陽の出版業に對する研究は、中國の圖書についてその社會史の抽出の可能性を檢證することになる。研究の主眼は以下の四點である。（一）木版印刷は中國の諸階層にどのようなインパクトを與えたか。（二）商業出版は、社會的ニーズにどのように應えたか。（三）商業出版物の外觀と內容はどのように變化したか。（四）木版印刷文化と西洋の活字印刷文化はどのような違いを有するか。一般的印象としては、現存の資料からは、上記の諸論點に關して十分な情報が得られないと思われてきたが、著者は、この調査研究の結果、それは悲觀的にすぎると結論する。

八世紀から二十世紀まで木版印刷の技術的進歩はほとんど無かった。また、ページ・レイアウトに變化はなく、上質な紙、よい字體など、つねに手書き寫本に近似することが評價の基準として存在した。

新技術の出現は、すぐには社會的利用に繫がらない。印刷術は唐代初期に出現したが、初期には宗教的目的で利用されるのみであった。八世紀後半になり、曆、學習入門書、辭書に活用されるようになったが、政府および教養あるエリートに廣く利用されるようになるのは、宋代に入ってからである。

なぜ、建陽が出版の中心地になったのか。三つの要因を指摘することが出來る。（一）木版印刷に使用できる豐富な自然素材の存在、（二）福建と江南をつなぐ內陸交易ルート（水路）の要地であったこと、（三）科擧への成功へと繫がる道學運動の知的傳統。この三つが重なることにより、南宋において建陽は一世紀に滿たない短期間に國家的規模の出版業の中心地となった。

では、科擧という大きな後ろ盾を失った元代において、建陽の出版業は何故生き殘ったのか。著者は、南宋以來の知的傳統の持續と共に、處方藥の集成といった醫學著作や家庭百科事典、繪入り歷史小說のような非學術的著作の出版こそが、建陽の元代における發展を說明すると主張する。多樣な讀者を有する巨大市場、明代に壓倒的存在になる日用書、娛樂書という非學術的著作という市場へのシフトという強い商業的性格が建陽を生き延びさせた。一般的に元版のページレイアウトは、次第に狹苦しいものになり、本文や小字の注釋はページ內にいっそう詰め込まれるようになった。多くの著作が、粗惡であっても安價にリプリントされ、容易に利用できるようになった。出版物の一般的價値の低下は、逆に巨大市場へと出版業を導いたかもしれない。これまで本を買わなかった階層が、讀むためよりも見せびらかすために、名聲ある著作の廉價版を買うかもしれない。

問題點は、元代の非學術的著作の殘存率の低さである。實物が殘っていないということをどう考えるのか。著者は、失われたものと殘ったものと間の大きな較差は、文化を掌握した支配的エリートと非エリートの差であるという。國家とエリート達の價値を宣言する書物のみが、大事にされ、これまで殘存してきたと言うのである。そして、失われたもの、一時使用の商業印刷物は、より大きな印刷された圖書の一部となり、日用類書として固定化したという。大量の安價な印刷物は、少數の高價な書物よりも長

代の石刻史料はシャバンヌなどが注目していたが、本章はそれらがモンゴル時代史史料として有效であることを示した。石刻書の檢討手法は、石刻書に移錄された碑文を史料として利用する際の手續きの要諦を示している。ただ漢文假想原型、モンゴル文の再構案は、定型化した文書原型の復元が容易である（四五二頁）ことを示す別の意圖があると推測されるが、行論上、特段必要とは思えない。

6 豳王チュベイ　本章は河西のチャガタイ家諸王チュベイの王統をペルシャ語史料、特にティムール朝の系譜史料『ムーイッズル・アンサーブ』（以下『ムーイッズ』と略す）と漢籍、文書、碑文を總合して復元し、ペリオなどによって推測されていた、チュベイ家が明代ハミ王家に連續することを立證した研究。

チュベイ一門を嫡統の「豳王」と傍系の「西寧王」、「肅王ないしは威武西寧王」の三王統に分けて考證している。一三二一年一門にノム・ダシュ、コンチェク、クタトミシュの三王統があり、それぞれに設置された三王府が三遊牧集團に對應し、それぞれが王族を戴くミニチュア國家であり、全體が、王府官位において上位のノム・ダシュ集團を主軸とするひとつの政治集團であった（二五七頁）。遊牧ウルス、遊牧集團は細分化していく一門の所領・集團の總體で、それらを一門の當主が連合組織たらしめていたとする（二五九頁）。

「豳王」號は、嫡統のノム・クリ系が繼承したが、天曆の亂（一三二八）翌年に西寧王クタトミシュへ一時移り、一三九一年豳王ビルゲ・テムルが明軍によってハミ城で斬殺されて王統は終わった。「西寧王」「肅王」號は天曆の亂翌年に出現し、「西寧王」はクタトミシュが初代、（彼はすぐに豳王を繼いだので）二代目の甥スレイマンが實質的初代。スレイマンの父ブヤン・ダシュは、豳王ノム・クリと並ぶ西邊の軍事指導者で、嫡統家に準じる立場にあった。「肅王」はチュベイの兄カバンの子コンチェクに始まる。後にカバン系統に嗣子が途絶え、チュベイ系からイリクチが送り込まれて名跡をついだ。ただその際「肅王」ではなく「威武西寧王」というチュベイの最初の王號が復活された。

明代ハミ王家は、始祖クナシリが元末に「威武王」から「肅王」へ改封されている。從ってハミ王家は名義上、コンチェク以來の「肅王」に因むものの、血緣としてはチュベイ家のイリクチ〔威武（西寧）王〕に遡ると著者は見る。チュベイ一門は嫡統家の豳王が肅州～甘州、それを中心に初代コンチェク以來ハミ地區の肅王、沙州＝敦煌の西寧王家とともに元朝の西の防衛線を形成したとし、肅王は從來、元末・明初にハミに來住したとされてきた說を否定した。

7 ふたつのチャガタイ家　本章は豳王チュベイとその一門について、中央アジアから河西地方への來到の經緯、活動、明代ハミ王家へ繼承された權力について考察した研究。チュベイ一門總帥がその地位を「チャガタイ金位」と自稱し、中央アジアで形成されたドゥア一族を中心とする「チャガタイ・ハン國」とは別個に元朝治下の河西において豳王チュベイを中心とするチャガタイ家の政治勢力が存在し、明代まで存續したことを述べる。

チュベイはチャガタイの孫のアルグの次子で、兄カバンとともに、シリギの亂の後、ドゥアがチャガタイ家當主に就いた頃、一二八二年前後にカイドゥ側から元側に來到した。元の河西、ビシ

期開生き殘らないようである。出版業という點から見ると、高品質のオリジナルな書物は、安價な普通の粗惡な印刷物より重要ではなかった。おそらく普通の、高價でない版として、現在知られている以上に多くの著作物が存在したであろう。こうした人氣のある著作の出版と販賣が、宋代の文化的經濟的最盛期を共有しており、元代も衰えることなく續いたと信じることが、より眞實に近いのであろう。

既存の研究では、宋元代は印刷物の社會的普及が未だ不十分な時代で、印刷物の優位が決定的になるのは明代十六世紀半ば印刷本の前例のない爆發的急增が始まった時とされる。著者は、この基本的主張の妥當性を否定するものではないが、幾分かバランスの是正が必要であると考えている。第一に、明代における「印刷物の優位」は、必然的に主として印刷物を知識人が使用することに基づいている。というのは、非知識人グループにとっての讀書の對象である、人氣のある若しくは實用的な著作を含む印刷物で、知識人が讀んでもわざわざ書き留めることをしなかったものについての情報を我々は缺くからである。第二に、明代後期と宋元代を比較する場合、既知の全ての出版物を考慮にいれても、なお上記の問題を考察するための資料は、宋元代については絶望的に數が限られていることである。

明代初期の出版の全國的衰退期において、建陽はどうであったのか。明代前半の建陽の出版物は、明代一代、建陽で出版された量の一〇パーセントにしか過ぎず。建陽は明代出版業の一般的傾向を反映している。したがって、建陽の出版業における明代の既知の出版物一六〇〇件餘りから、華中、華南の社會的文化的情報を統計的に推定することは可能と考えられる。

宋元、明初と明代後半との間には、商業出版物における重要な質的變化が存在する。それは、この時代におけるリテラシーの成長を反映するものであり、印刷された書物における情報の利用についての、知識人以外の集團の增大する認識の反映であり、明代後期の個人的經濟分野の一般的成長と關連するものである。第一に、建陽の出版業は非常に廣い地域に圖書を供給しており、建陽で出版された圖書は、其れが出版された山間部の僻地についてよりも全體として華中、華南についてより多くのことを告げている。第二に、建陽における元末から始まる初期の長期的衰微と十六世紀における目覺ましい文藝復興は、全體として中國出版史の動向を反映している。

印刷文化は、中國において何時「支配的」になったか。井上進（「藏書と讀書」東方學報六二、一九九〇年、「書肆・書賈・文人」荒井健編『中華文人の生活』平凡社、一九九四年）およびマクデモット（Joseph McDermott “The Ascendance of the Imprint in China” *Printing and Book Culture in Late Imperial China*, ed. Cynthia J. Brokaw and Kai-wing Chow. Berkeley: University of California Press. 2005）の主張は以下の通りである。公的および商業出版は、ともに十二世紀初めまでに急速に成長した。しかし、印刷の使用は十六世紀中葉から後半の明代になって始めて知識人と非知識人の間に廣まった。この主張は次の三點に基づいている。（一）寫本が刊本に取って代わられるまでの時代における、寫本の持續的で壓倒的な支配。（二）圖書製造のコストと書物の價値の低下についての證據。（三）明代後期までの書物の

ュ・バリク方面には六系統のチャガタイ家一門が配置され、またクビライ、カイドゥ兩陣營にそれぞれチャガタイ集團、オゴデイ集團が存在したとする。チュベイ兄弟は一二八二―三年のホタン作戰で元側で行動し、作戰失敗で河西西半へ後退、以後對カイドゥ防衛の一翼を擔い、やがて河西軍團のトップとなり、威武西寧王、ついで幽王の王號を授與され、ノム・クリ、ノム・ダシュが代々繼承した。

チュベイ系三王家は、肅州、沙州、ハミを押さえてまとまり、東、南二方面に他のチャガタイ系四王家が取り卷いていた。チュベイ以下三代の盟主的働きや明洪武一三年の河西經略が幽王家討伐であったことなどから、「チュベイ・ウルス」とでも稱すべきまとまりの存在を推測し、西の「ドゥア・ウルス」と遊牧集團として同質のものとみなす。明代にハミの威武西寧王家のクナシリが幽王家殘派を吸收して一門の盟主にとってかわったとし、河西の諸集團は永樂帝時代に威武西寧王家のもと「衞」の名分を與えられ、明はハミ王家を通してそれらをコントロールした。嫡統たる幽王家は消えたが、チュベイ裔を中心とするまとまりは消滅しなかったと述べる。

河西におけるチュベイ家のあり方を中央アジア全域、ないしは河西地方におけるチャガタイ家諸勢力の動向の中で位置づけた完成度の高い論考である。ただ、チュベイ家が活動據點としたハミ、沙州、肅州になぜ據點を置くことになったのか、その一角の沙州は以前よりジョチ家の分地であったものの、一二七七年に同地に沙州が立てられて、チュベイ來到當時にはジョチ家の支配權が不明となっていたことと關係はなかったのか。

8大元ウルス西境　本章は『オルジェイト史』のイスタンブル、アヤソフィア圖書館所藏本にもとづいて、表題時期のチャガタイ・ウルス～大元ウルス國境における元軍配置の記事の校訂と日本語翻譯を行い、二十八個のトルコ・モンゴル語、漢語起源の用語についての語注を附して、一三〇〇～一〇年代のアルタイ以西、河西以西の元側とチャガタイ軍の對峙狀況を明らかにしている。

カイドゥの死後、チャガタイ家當主ドゥアは元と結び、一三〇四／〇五年元北面軍、西面軍と合作でカイドゥの子チャパルを追討。またアルタイ駐屯の元軍總司令官カイシャンは一三〇六年にイルティシュでチャパルら五系統のオゴデイ家一門すべてを制壓した。本記事はカイシャン部隊が一三一三／一四年になおコブク～イルティシュに駐屯したことを確證する。チャガタイ家の主邑ボラドが元側に屬し、一三〇五年頃のドゥアと元北面軍の境界をタルキ山口と推測する。また本記事によりチュベイ一門が肅州からコムル、ウイグリスタンを抑えていたこと、ボグド・オーラ南北、タリム盆地南邊のドゥア軍、元西面軍の對峙狀況を解說し、ウイグリスタンはクビライ以來、開戰まで兩屬し、對峙していた兩軍ともにチャガタイ家で一三一四年の北面での激鬪の際も西面は實戰していたか疑わしいとする。

『元史』『站赤』『オルジェイト史』やこれまでのチュベイ家に關する著者自身の論考を基礎に、甘肅、ジュンガリアにおけるチャガタイ家、オゴデイ家の諸勢力の有り樣、元軍の動きを解明した。また元中央政局とアルタイ以西の情勢がこの後密接に連動していることを見通し、『オルジェイト史』に手掛かりとなる記事がなお多數あることを指摘している。

缺乏についての様々な著述家達の觀察。この主張を認めるにせよ反證するにせよ、我々は十分な情報を缺いている。本書の議論により、單純に是非を決定できないことは明白である。時代の經過による殘存率の變化を考慮しても、明代以前よりも以降の建陽の現存する出版物の量は多い。しかし、宋元の出版物の多樣性が、明代後期よりも著しく少ないとは言えないこと、印刷術の衝擊が、單純な形ではその出版數に對應しないこと、藏書リストが所藏者の現實の讀書習慣を反映しないかも知れないこと等を考慮すると、出版物の優勢が何時始まるかを確定することは困難である。

明代の出版業は前例のない多樣な圖書を出版したが、明代の建陽は何を生み出さなかったのか。まず、高度な技術力を必要とする多色刷り印刷本、金屬活字本は、一六〇〇點を越える建陽刊本中に存在しない。また、地理書は殆どなく、技術的著作もほとんど無い。その出版物のレパートリーは出版產業の商業的本質によって決定されており、主として出版されたのは、舊來の醫學書、日用類書、娛樂書、科擧の參考書やマニュアル、學術著作の解說やダイジェスト版である。建陽の出版業は、完全に市場に制御されていたのである。したがって、コストのかかる大部の著作、市場の狹い學術的著作は當然ながら敬遠された。とするならば、重要な學術的著作の入手困難さに對する明代の著述家の嘆きも、商業出版の優位性に關係するものであったのかもしれない。總じて、建陽の出版業は保守的で、明代出版業の新生面を代表してはいない。

十七世紀中葉、建陽出版業の衰退の原因を著者はどのように說明するのか。著者は既存の說明二つ、（一）明清交替期の混亂と破壞。（二）非都市出版センターが、大都市出版センターとの競爭に敗れた、をともに十分ではないと退ける。著者は、最も重要な點として、（三）全體的な經濟的不況をあげる。すなわち、明初からこの地域に廣まっていた不況が、閩北を貫く地域間交易の衰退によってより惡化し、建陽は、大都市の出版センター（江南、福建沿岸部）よりも優位性をもっていた利點を消失し衰退していったとするのである。

建陽の出版業のユニークな點は、（一）安價で二流の出版物が、田舍の出版センターに期待されたこと、（二）高級から低俗まであらゆる種類のものが出版されたこと、（三）厖大な出版量、（四）大都市の出版センターと數世紀に渡って競爭しえたこと、の四點である。では、大都市に位置する出版業に較べて不利な條件を有するように見える建陽は出版センターとしてなぜ成功したか。（一）高い輸送コストは、安價で豐富な自然資源（紙、墨、木材、人件費）によって克服、（二）圖書についての地域市場の缺如は、重要な交易ルートの結節點に位置したことで克服、（三）初期の勃興を支えた知的傳統の元明代における衰退は、非學術的著作へのシフトで克服したことが擧げられる。特に第二點については、十五世紀後半におけるヨーロッパの主要な出版センターであったリヨンが、卓越した知的傳統を持たなかったが、大陸の主要交易ルートの結節點であった點を比較の對象として擧げる。

四

ヨーロッパの出版史と比較したとき、中國の出版史はどのような差異があるのか。出版という新しい技術の衝擊は、ヨーロッパ

ただ、アルタイ戰線でドルドカがアリク・ブケの子ヨブクルらとともに元朝側に投降したものの、アリク・ブケの子メリク・テムルがなおカイドゥ、ドゥア陣營にとどまった故に、カイドゥのモンゴル本土への攻擊が可能となったという見解（三五六頁）は、ヨブクルらの投降以前においてもカイドゥはそれらの勢力との協力で元朝側への攻擊は可能であったとも想定でき、說明が欲しい。

9命令文研究導論　モンゴル治下では諸國民に對する法體系が整備されず、法規制の根源は大カアンの命令や皇后、諸王以下の命令であった。殘存している命令文は內容的には對外國書、政治文書、布告などがあり、宗教關係の庇護に關わるものが多いとし、傳存形態（文書・碑刻・典籍など）と表記（文字、言語）で十六種に分類し、統治史料として用語、概念、體式の共通面、個別差、地域差、時代差を讀み取ることがモンゴル帝國全體を理解する上で必要とする。

十六種のひとつ、蒙漢合璧命令文は、一九九〇年時點で十三件研究され、すべてがパクパ字モンゴル語と直譯體白話風漢文の完全對譯形式で、大元ウルス成立以後の碑刻ばかりで、かつ教團の祖庭、地方屈指の寺觀、祀廟のものである。この十三件とともに直譯體漢文をともなわないパクパ字モンゴル語のみの命令文七件のリストを本章末に掲げる。これらの完全對譯命令文碑を最古の蒙漢對譯、十三・十四世紀モンゴル語資料、パクパ文字資料、元代漢語資料、歷史資料として價値附けている。

その實例として、一三一四年眞定路元氏縣開化寺アユルバルワダ聖旨碑（民國『元氏縣志』所載、同寺への保護免許狀）を取り上げ檢討している。本碑は碑陽上半にブヤントゥ・カガンのパクパ字モンゴル語命令文、碑陽下半に對譯直譯體白話風漢文が刻される。本碑の原文書は眞定路、元氏縣經由で開化寺に交付され、石に書丹した眞定路總管府の「蒙古譯史」が漢譯文も作成した可能性を指摘する。本碑モンゴル語文面を元代聖旨の典型とする。チンギス・カンの稱號表記のミス、パクパ字表記の擡頭の亂れ、眞定路のモンゴル名「白い城」、開化寺代表僧について考證を加え、京大人文研所藏の拓本による本碑パクパ字モンゴル語部分のラテンアルファベットへの翻字、モンゴル語轉寫、逐語譯、總譯、漢譯の移錄、翻譯を附す。

モンゴル語で口頭發令された命令が、どのように書寫、翻譯され、どのような形で傳達されたのか、それらがどのような形で、どれほどの數が現存し、どのような分類ができるのか、史料としてどれほど有效性を持つのか、等々が檢討され、史料としての全體像、意義が明らかとなり、命令文がモンゴル時代史史料としてひとつのジャンルを形成することが提示された。

10仙人宮碑　本章は山東鄒縣嶧山の一三三五年蒙漢合璧命令文の研究。本碑には本來漢語表現でしかない語句が漢字音そのままにパクパ字に寫し取られた形でモンゴル語原文の文脈の中で使用されていること、その他漢譯の缺落などモンゴル語面、漢譯面雙方に粗雜な點や元代命令文の體例から逸脫する點が目に附くとし、普及・馴れの面、書寫者・翻譯者の質が時代が降るにつれて低下したことも意味するであろうとする。その他、忌避されることもあるジャヤガトゥ・カアン名の明記、免稅對象から「ダーネシュマンド」の缺落、十二獸曆に加えて中華年號の並記などの特徵を檢討し、モンゴル語翻字、轉寫、翻譯、總譯、漢譯とその翻譯を

におけるのと同じくらい、中國においても重大であった。しかし、その物語は全く異なる。第一に、中國社會は、出版の主流として八世紀に木版印刷が選擇され、十九世紀に活字印刷、石版印刷が一般化するまでそれは續いた。その理由は、木版印刷が漢字という文字システムに適合的であったこと、經濟性と效率という點から商業出版に適していたことが擧げられる。十一世紀の建陽出版業の勃興と急速な成長は、閩北の山間部に位置したことが、木版印刷にとって豐富な原材料（紙、墨、木版）と安價な勞働力の供給を可能にし、そのことで大都市の出版センターとの競爭を勝ち抜けたことを背景としている。

第二に、社會の異なる階層が異なる目的に沿って印刷を利用し始める過程である。たとえば、士大夫エリートの社會的編成や思想運動に對する印刷術の深遠な影響は、その發明から二世紀も經った北宋になってやっと現れはじめた。それは西ヨーロッパにおける變化に較べ時間がかかっている。しかし、一旦、變化が生じると、印刷術による學習、記憶、讀書、書寫の方法の變化、テキストが固定化され、容易に複寫される形態で對照傳達が可能になったという點が、學習のあらゆる領域に影響を與えはじめた。

第三に、教養あるエリートの商業出版人への低い評價は、西ヨーロッパと對照的である。たとえば、バーゼルのヨハネス・アーメルバッハ、ヴェネチアのアルド・マヌツィオ（アルドゥス・マヌティウス）、パリのジョス・バード（一五〇三―三五）のようなユマニスト出版人は、學者と認められ、當時の優れた思想家の友人であった。一方、中國における商業出版人は、利益の爲に出版に從事しているという理由から名譽ある活動とは見なされなかった。

第四に、傳統中國における商業出版への低い評價は、西ヨーロッパの商業出版との比較研究に利用可能な資料の缺乏をも意味した。我々は出版人自身についての情報を缺いている。アルド・マヌツィオの同時代、十五世紀後半から十六世紀初頭における代表的な建陽の出版人劉洪毅について、家譜中のほんの二、三の情報しか手に入らない。アントウェルペンのクリストフ・プランタンと同時代の、十六世紀後半から十七世紀初めの最も著名な建陽の出版人余象斗についても傳記的情報はほとんど得られない。さらに、印刷、出版、圖書販賣についてもその詳細な內容を我々は何も知ることができない。

第五に、書物の外觀と形式の變化についても、中國と西ヨーロッパは大いに異なる。ヨーロッパの初期の出版は寫本の形式に極めて忠實であったが、やがて活字を活用することで、寫本とは全く異なる外見の出版物が成立した。ところが、中國の木版印刷においては、基本的に原型に忠實な複寫彫刻という技術によって、寫本の形式が印刷本の形式を拘束し續けた。印刷本においても、その理想は、寫本と同じく上質の紙と美しい字體であった。唯一異なる點は、印刷本における匠體（職人スタイル）という文字の形態で、明代後期に一般化し、彫刻の容易さと字體の讀みやすさを向上させた。

第六に、圖解の方法が擧げられる。ヨーロッパでは十六世紀後半までに、木版の圖解は、ほとんどの部分で、銅板彫刻とエッチングに取って代わられ、優れた細部表現と陰影の表現能力を有するようになった。一方、中國では、木彫の技術的限界に從屬し、

附す。

第九章の碑文を蒙漢對譯命令文の典型例として、本章の命令文を典型例から逸脱した部分の多い例として對照的に取り上げ、蒙漢對譯命令文に時代による偏差が存在することを指摘したものと理解される。その偏差の背景について確定的なことを述べることを著者は愼重に避けており、それらは今後の研究者が、本研究以後の新出命令文史料とともに檢討すべきであろう。二章の研究によって蒙漢對譯命令文研究の座標が提示されたことを高く評價すべきであろう。

11草堂寺　西安の南の草堂寺の「皇太子令旨重修草堂寺碑」に刻されたモンゴル帝國期の癸卯年～丁未年四通の命令文（うち三通がオゴデイの次子、コデンの發令）についての文獻學的研究。錢大昕の解說を引用して碑の概略を示し、翻譯と語注を附す。語注において命令文冒頭の常套句「とこしえの天の力により」の「天」が、コデン三碑に共通して「天地」となっている點、モンゴル時代、大カアンの命令のモンゴル語表記は、トルコ語 *yarlıq* にもとづく *jarlig*、諸王以下は、「ことば」を意味する *üge* を使い、（漢譯で、前者が「聖旨」、後者は令旨〔皇太子、太子、大王、諸王、投下〕、懿旨〔皇太后、皇后、妃子、公主〕、鈞旨（丞相など）、法旨（帝師、國旨など僧道權威者）と使い分けられる）、大カアンとそれ以外との間で峻別があったことを指摘。

本碑の價値として大元ウルス成立以前の命令文書、「聖なる語句の擡頭」の實例、年月日に重ねて刻されている發令者の印および年月日の前の「ウイグル文字モンゴル文の添書き」（『黑韃事略』のチンカイの手による「回回字」（ウイグル字とする）の「誰々に與える」という添書と見る）と文書效力との關係を述べる。クビライ以後の直譯體命令文は畫一的對譯方式で漢譯が作られているが、本碑は、純直譯、直譯風、白話、文語風、純文語が混在しているとし、直譯體命令文は「モンゴル語直譯體」と一括りにせず、クビライ以前のものは「初期直譯體」とでも命名すべきと提唱。これまですでにペルシャ語史料から推定していたモンゴル語單語ブラルギ *burabji*（「遺失物」）が「孛蘭奚」の對音であることを第四截の同語の記載から確證し、また碑文が現文書そのものの寫しではなく、石のサイズの關係でレイアウトが改變されて刻石されることもあるとする。

クビライ以前のモンゴル語直譯體漢文命令文の現認されたすべてを精査して出された漢文命令文書に關する諸見解は關連研究の確實な基盤を提供するものとなっている。

12コデン家の系譜　モンゴル王族の系譜については、屠寄、アンビスの勞作があるが、著者は、『集史』、『五族譜』の原寫本や碑刻などを參照して屠寄の諸說を批判的に考證を進めている。

『元史』卷一〇七、宗室世系表では「大王」と「王」の區別があり、コデンの一族諸王の場合にも同樣であるが、「王」稱のものは元朝から貶忌された可能性を指摘する。コデン家には江南投下領の常德路の名にちなんで「荆王」號が付與されているが、「荆王」脫脫木兒（トク・テムル）、也速不堅（イェス・エブゲン）が『元史』宗室世系表ではコデン家ではなく、閒違えてソゲドゥ家に配置されている。これについての屠寄說・アンビス說を否定し、ソゲドゥの子の叛王トク・テムルと脫脫木兒が同名であったための混入とし、また荆王脫脫木兒の父の荆王也速不堅は、

そのかなり單純な線描は容易にコピーされるものであった。したがって、標準的能力の刻工によって、容易に、能率良く、安價に、獨創性無く、技術的向上無く、長期的永續的に生産され續けた。

文獻のみに頼って過去を再構成する場合、しばしば文獻を生みだした社會階層の視點、世界像を無批判に受け入れることになりがちである。自らそれを選擇し、中國正統文化の後繼者を以て自認するかにみえる場合もあるが、そこから排除される存在はあまりにも大きい。著者は、徹底した現存物についての調査と統計的處理、ヨーロッパ社會との比較の視點から、排除されたものに目を向ける。問題の大きさに比し、資料の少なさが目立ち、長い檢討の果てに結論を留保している場合も多い。總じて、著者の論調は極めて愼重であり、紹介にあたって、見解を單純化し纏めすぎた點もあるかもしれない。ご寛恕を請う。

Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 2002, xxi＋442pp.

ソゲドゥ家に見えない名であったため、父子逆轉されたと説明する。また『元史』「諸王表」の荆王の最後のものとして脱火赤がいるが、荆王脱脱木兒は一三三五年に王位を襲位し、また二年後に脱火赤荆王の位をもう一度襲ったという一見矛盾する記事があり、脱脱木兒と脱火赤との系譜關係は不明とする。

次いで西方系譜史料『集史』、『五分枝』（『集史』などの再編集かと推測）、『高貴系譜』（＝『ムーイッズ』）のコデン家系譜を檢討して、『集史』と『五分枝』が原典資料として價値ありとする。兩書の系譜は一致しないところもあるものの、その一方で兩書に出現する人名は『元史』宗室世系表にほぼ共通し、東西の系譜は大筋において大差ないとする。

碑刻に發令者として出現する諸王は、各王家當主たる實力者と判斷できるとして、宗室世系表に見えるコデンの子メルキデイが、コデン家關連碑刻で發令者（一二五〇年の發令など）メルキデイ太子として出現する例をあげ、これが二代目、『集史』、『世界征服者史』などから、モンケ卽位を支持したモンゲドゥが三代目、四代目はジビク・テムル、五代目はイリンチン、以後不明の後、汾陽王ベク・テムル、その子荆王イェス・エブゲン、その間に入り込む形で「大哥赤荆王」、さらに碑刻史料によりトク・テムル荆王、トガチ荆王などの系譜關係を考證してコデン一統の系譜の暫定案を示している。

13高智耀　モンゴル帝國初期からクビライ政權にかけて西夏の儒者の代表として儒者保護政策を採用させるのに貢獻し、その功を稱えられた舊西夏國人の高智耀なる人物について解説を行う。檢討史料は、『廟學典禮』卷一の高智耀に關わる儒者保護に關する羊兒年直譯體白話風漢文聖旨とそれに附記された高智耀の傳記である。

著者は、聖旨の日附けの羊兒年を至元八年（辛未年、一二七一年）とし、傳記は『元史』の同人の列傳より古いとして傳記を解説する。高智耀が、西夏大臣家出身で賀蘭山に居住したこと、オゴデイ時代の河西禮樂の採用、コデン治下河西での儒者の驛負擔免除、モンケ時代の河西・漢地の儒者免役、パクパと舊知ゆえの卽位前のクビライとの接觸、クビライ時代における漢地・河西儒戶統轄者への就任、驅奴身分の儒人解放時の不正、御史臺設置への貢獻、儒者への徭役負擔案の阻止、提刑按察使として僧侶の不法取締り怠慢で彈劾・解任されたこと、パクパの帝師・國師號は高智耀の橋渡しで西夏から元へ傳達された可能性、解任後の失點回復のための西北藩王への未完に終わった使節行などに解説している。オゴデイ以降、大カアンや河西・陝西地方の實權者と關係を保持し、舊西夏國人の頂點の高智耀はコデン家とクビライ政權の間を自在に動き、西夏文『金光明最勝王經』の雕印へも關與したと推測する。南宋領の士大夫階層にとって、歷代カアンとえにしを持ち、クビライとその帝師パクパとも親しい高智耀への聖旨は官戶として免役を求める絶好の典據で、江南での高智耀祠廟建設の端緒はここにあったとする。本章最初と末尾に西夏人や高智耀一族の活動・事跡を附記し、モンゴル帝國～元朝時代の西夏人の活動やネットワークを見通す視座も一定示している。

高智耀がクビライ時代に儒者の統轄者とされたことについて、モンゴルが宗教を一種の政治團體として扱い、際立った人物をその宗教所屬の人間を取り仕切らせた政策の一環とする。この解説

は、征服地統治の人材も組織も本來もたない遊牧民出身の政權が征服地の既存の人間集團を組織ぐるみ統治システムに取り込む基本政策を見拔いた見解である。

モンケ時代の儒者免役で高智耀が貢獻したことに關して、「壬子年籍で儒戶が別籍とされた」（安部健夫も同意見〔『元代史の研究』一九七二、一四頁〕）ことに對應するとしている解說については異論がある。「儒戶が別籍とされた」とする根據は『元典章』及び『通制條格』の「もともと儒人であったもので、壬子年に名色を別作されて、戶籍につけられた…」とある記事である。この記事は、儒人が壬子年（モンケ時代の一二五二年）に「儒戶だけ別」の戶籍登錄され（免役の特典を享受できることとなっ）たと言っているのではなく、逆に、儒戶だったものが、戶籍上、「（儒戶とは違う）名色」の戶として登錄されてしまったことを言っている。彼らは「もともと儒人であった（本是儒人）」と明記されている。これは、「壬子年籍」より前、オゴデイ時代の戊戌年の試驗で儒人として認定されて戶籍上「儒戶」と戶籍登錄されていたことを指す（『元史』卷一七〇、雷膺傳）。彼らは壬子年に儒人から別の名の戶籍につけられたのである。そもそもこの『通制條格』の記事は、ずさんな「壬子年籍」を改正する際の個別處置を縷々述べたもので、その一項目が上記の記事である。したがって著者が言う「對應」はなく、事は傳記の儒者免役とは關係のない記事であると見るべきであろう。

クビライ時代に河西での僧の不法取り締まり怠慢で高智耀が彈劾・解任された件について傳記にもその事實が傳えられているとするが、傳記は怠慢とは逆に寧ろ嚴しく不法を取り締まったと稱贊する書きぶりで、彈劾は傳記からは讀み取れない。むろん著者が王惲『烏臺筆補』で立證、詳說するように、彈劾、解任が事實であったことは動かないが。

14ペルシャ語古寫本　本章は、イスタンブールのヌール・オスマニイェ（モスク）圖書館の架藏番號三七二一として所藏され、また東洋文庫に小林高四郎が第二次大戰中に將來した寫眞で所藏されているペルシャ語寫本について現物調査を行った記錄である。本寫本は、イル・カン國のオルジェイトとアブー・サーイードの二人の治世の記錄であり、『ハーフェゼ・アブルー全書』の『集史續編』のオルジェイトとアブー・サーイードの部分と比較すると、後半のアブー・サーイード紀はほぼ完全に一致しているのに對し、前半のオルジェイト史は多くが一致せず、ほとんどは、カーシャーニー『オルジェイト史』の節略と見なされること、前半は一人が寫し、後半は複數の手になる部分があること、前半、後半ともに同じ分量で對置されている點を指摘する。著者の寫本調査の興奮が圖書館の靜寂の中に廣がるのを感じる。

著者は、モンゴル國家・システムとして、第一部で、初期モンゴル王國の形態、モンゴル高原と中華に基盤を置くクビライ政權の成立過程を明らかとし、第二部で、陸と海の帝國に發展していくクビライ政權の首都、大都の姿、宮廷官僚と行政官僚との摩擦を材料とした文書行政システム、カサル王家の所領を例とした封建諸王領の內實を示した。第三部で、チュベイ一門の王統と活動を焦點に、遊牧集團の細分化と王統ごとの統合を示し、元西北邊境の軍事情勢を解明した。第四部でモンゴル史研究の各種史料の分析檢討を行い、モンゴル帝國史研究史料學の實際を示した。史

料利用の手法は四部だけでなく、隨所で示されている。

著者の研究目的とした「帝國の超廣域の國家とシステム」の解明に關して、評者が全體を通して注目したところを最後に書きとめておきたい。著者は、王族などの分權諸勢力は遊牧本領、華北投下領、江南采邑を保有しており、それらの所領を束ねたものが大カアン治下のモンゴル權力の基本骨格であるとしている（一八八頁）。また遊牧ウルス、遊牧集團は細分化していく一門の所領・集團の總體で、それらを一門の當主が連合組織たらしめ（二五九頁）、細分化した遊牧集團がそれぞれモンゴル王族をいただくミニチュア國家とみなした（二五七頁）。この細分と連合の例が、本書各章で檢討された東方三王家、チュベイ家、コデン家の各々のまとまりである。複數の同族遊牧集團の連合體＝ウルスは、大元ウルス治下に十個餘りあり、中央アジアのドゥアのウルスも同質とする（三二五―三二六頁）。

細分は遊牧集團のみならず、著者が示したようにカサル家の江南采邑でも行われた事例があり、またジョチ家の華北投下領での細分の例も知られる（岩村忍『モンゴル社會經濟史の研究』一九六八、四四〇頁）。モンゴル高原でチンギス・カン一族内で行われた細分（所領配分）は、可能な限り「無限に」（二五九頁）全土で行われていたのであろう。著者の研究目的であるモンゴルの國家とシステムのひとつの解答が「初期モンゴル王國の一族分封」の原像であり、その祖法にならったその後の「細分と連合」のシステムであったと評者は理解する。

本書は、東西史料の總合と史料の本源形態に遡ることによってモンゴル帝國の「超廣域の國家とそのシステム」の解明に成功したといえる。また著者の學術論文の集大成であるとともに二十世紀までのモンゴル時代史研究の集大成でもあり、今後のモンゴル時代史の出發點となるものである。

二〇〇四年二月　京都　京都大學學術出版會
A五判　三九＋vi＋五四八頁　八〇〇〇圓